

○高萩市民球場設置及び管理に関する条例

昭和47年3月23日条例第12号

高萩市民球場設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、高萩市民球場（以下「市民球場」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 スポーツの振興を図り、市民の健康の増進に寄与することを目的として、次のとおり市民球場を設置する。

名称 高萩市民球場

位置 高萩市大字高萩727番地

(管理)

第3条 市民球場は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて、最も効率的に運用しなければならない。

(開場日及び開場時間)

第4条 市民球場の開場日及び開場時間は、規則で定める。

(使用の許可)

第5条 市民球場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第6条 市長は、公益を害し、又は施設等の保全に支障があると認められるときは、使用を許可しないことができる。

(使用料)

第7条 市民球場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合については、入場料（最高額）の100人分を使用料とする。

(使用料の減免)

第8条 前条の規定にかかわらず、公用又は公益事業のため、市民球場を使用するとき、又は市長が相当の理由があると認めたときは、同条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第9条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還するものとする。

- (1) 使用者の責によらない理由により使用できなかったとき。
- (2) 市長が公益上その他やむを得ない理由により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用者)

第10条 使用者は、市長が指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は施設等を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

(指定管理者による管理)

第13条 施設等の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、施設等の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条、第6条、第10条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとする。

- (1) 施設等の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が施設等の管理上必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第15条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、申請書に事業

計画書その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の候補者の選定)

第16条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により、最も適切に施設等の管理を行うことができると認める法人等を指定管理者の候補者に選定するものとする。

- (1) 施設等の平等な使用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が施設等の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った施設等の管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の指定)

第17条 市長は、前条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

(指定管理者の告示)

第18条 市長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な施設等の管理を行うこと。
- (2) 使用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(利用料金等)

第20条 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 使用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。
- 3 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

(利用料金の減免)

第21条 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金の額を減額し、又はこれを免除することができる。

(利用料金の返還)

第22条 既に納入された利用料金の返還については、第9条の規定を準用する。この場合において、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2号及び第3号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第14号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年条例第23号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年条例第21号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年条例第18号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第24号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第3号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第25号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年3月1日から施行する。

(高萩市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

- 2 高萩市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年高萩市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成23年条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の使用料に関する規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の使用料等に関する規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料等について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年条例第22号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年条例第20号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の使用料に関する規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の高萩市民球場設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為、使用の許可の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の高萩市民球場設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第7条、第20条関係）

市民球場使用料

（単位 円）

区分	料金
午前8時から正午まで	5,320
正午から午後6時まで	7,980
午前8時から午後6時まで	13,300
午前8時以前又は午後6時以降	1時間につき 1,330

備考

- 1 市外居住者が使用する場合の使用料は、上記表の使用料に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 業として映画、テレビ等の撮影に使用する場合は、上記表の使用料の10倍とする。
- 3 許可を受けた使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- 4 使用時間がその区分の全時間に満たない場合でもその区分の使用料を徴収する。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。